

協議事項 1
(即付議議案第 68 号)

1 協議事項名

徳島県教育振興計画(第 3 期)の策定について

2 協議理由

平成 30 年度からの本県教育の新たな行動計画として徳島県教育振興計画(第 3 期)を策定する必要があるため

3 関係法令

- ・教育基本法第 17 条第 2 項 (平成 18 年法律第 120 号)

教育創生課

徳島県教育振興計画（第3期）

（案）

目 次

第1章 徳島県が目指す教育 ～「徳島教育大綱」の策定～	1
1 基本方針	1
2 重点項目	2
第2章 計画の基本的事項	3
1 策定の趣旨	3
2 基本的性格	3
3 計画期間	3
4 計画の構成	4
5 計画の推進体制	4
6 計画の進行管理と見直し	5
7 計画全体のイメージ	6
第3章 「第2期計画」の成果と課題	7
1 「基本方針1 新たな価値を創り出し、 未来へ飛躍する人を育てる教育の実現」について	7
2 「基本方針2 知・徳・体の調和がとれ、 社会を生き抜く力を育てる教育の実現」について	13
3 「基本方針3 人権を尊重し、社会全体で取り組む教育の実現」について	21
4 「基本方針4 夢と希望に向かって学び続ける教育の実現」について	24
5 「基本方針5 安全・安心で魅力あふれる教育の実現」について	29
第4章 今後5年間に取り組む施策	39
重点項目Ⅰ 地方創生から日本創成へ！「徳島ならではの」教育の推進	39
推進項目① 個性、可能性を最大限に伸ばす教育の推進	39
○多様で特色ある能力・個性を伸ばす教育の推進	39
○障がいによる困難を克服し、個性輝く自立を支援	41
○次代を生きぬくキャリア教育の推進	42
＜主要事業実施工程表＞	42
推進項目② 人口減少社会に挑戦する「徳島モデル」の学校づくり	45
○徳島発の小中一貫教育の推進	45
○全国屈指の光ブロードバンド環境を活用した教育の推進	45
○二地域居住を加速する学校間移動の実現	46
＜主要事業実施工程表＞	46
推進項目③ 災害を迎え撃つ防災教育の推進	47
○防災知識の普及・啓発等の推進	47
○学校を核とした地域防災力の向上	47
○地域防災を担う人財の育成	48
＜主要事業実施工程表＞	48
重点項目Ⅱ 一人ひとりが輝く！徳島の未来を育む教育の推進	49
推進項目① 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成	49
○「知徳体」が一体となった成長を支援	49
○質の高い幼児教育の推進	51
○生命・絆の大切さに関する教育の推進	52
○子どもたちの健全な生活を守りぬく環境づくり	53
○未来を拓く教職員の育成	54
○教職員の負担軽減と経営感覚の醸成	55
＜主要事業実施工程表＞	56

推進項目② 学校・家庭・地域が協働で取り組む教育の推進	60
○地域総ぐるみの子育ての実現	60
○すべての子どもに均等な教育機会の提供	61
○豊かな心の育成	61
○家庭教育支援の充実	63
○生涯にわたって学び続ける環境づくり	63
<主要事業実施工程表>	65
推進項目③ 時代の潮流を見据えた学びの推進	67
○将来を担う若者への主権者教育の充実	67
○全国モデルの消費者教育の推進	67
○未来へつなぐ環境教育の推進	68
○新たな成長産業を生み出す教育の推進	69
<主要事業実施工程表>	70
重点項目Ⅲ グローバル社会で活躍！徳島から世界への扉をひらく教育の推進	71
推進項目① 徳島を愛する心の育成と「とくしま回帰」の促進	71
○郷土愛を育む教育の推進	71
○大学と地域の連携による「知のフィールド」の拡大	72
○若者による未来志向のアイデアの創出	73
○「とくしま回帰」の促進	73
○世界遺産登録への挑戦	74
<主要事業実施工程表>	75
推進項目② 世界に羽ばたくグローバル人財の育成	77
○徳島発、世界を体感できる環境づくり	77
○科学の魅力を実感し、世界に挑戦	78
<主要事業実施工程表>	79
推進項目③ 国際舞台で躍動するアスリート、アーティストの育成	80
○世界で活躍する「スポーツ王国とくしま」づくり	80
○世界に輝く「あわ文化」の創造・発信	81
<主要事業実施工程表>	81
参考資料	83
1 教育に関する県民意識調査の結果	83
2 用語解説	92
3 計画策定の経過	98
4 徳島県教育振興審議会委員	99



第1章 徳島県が目指す教育

～「徳島教育大綱」の策定～

本県では、知事と教育委員会が緊密に連携し、徳島の教育力を結集させ、創意工夫を凝らした教育を実践するため、平成27年12月「徳島教育大綱」を策定し、教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めました。

1 基本方針

「徳島ならではの」教育により、大きな夢や高い目標を持って、困難にぶつかっても挑戦し続け、未来を切り拓いていく、本県の宝である「人財」の育成を目指します。

とくしまの未来を切り拓く、夢あふれる「人財」の育成

「人財」の具体像

- 社会のグローバル化、情報化、少子高齢化など、社会情勢がめまぐるしく変化する時代において、様々な課題の解決に向けて、新たな視点や発想に基づく価値を創造し、自らの行動により、未来を切り拓いていく人財
- 本県の豊かな自然や伝統文化、新鮮で安全・安心な食材、さらには、全国屈指のブロードバンド環境など、「可能性の宝庫・徳島」の魅力を実感し、徳島に誇りを持つとともに、多様な価値観を理解する人財
- 夢を抱き、その実現に向け、失敗を恐れず、果敢に挑戦する情熱あふれる人財
- 地域や人と人とのつながりを大切にし、生涯を通じて学び成長し続けながら社会に貢献する人財

2 重点項目

基本方針に掲げる人財を育成するため、あらゆる分野・世代の教育力を結集し、「徳島ならではの」の特色あふれる未来志向の教育施策を積極的に推進します。

この施策を着実に推進していくため、組織横断的な体制で取り組むとともに、市町村や関係機関とも、より一層有機的な連携を図り、スピード感を持って各種施策を展開します。

重点項目Ⅰ

地方創生から日本創成へ！「徳島ならではの」教育の推進

- 人口減少に歯止めをかける地方創生の実現に向け、「とくしま新未来」の担い手を生み出す「徳島ならではの」教育を強力に推進します。
- 時代を先取りした魅力あふれる教育環境を創造し、未来を切り拓く人財を育成することにより、地方創生、ひいては日本創成を成し遂げていきます。

重点項目Ⅱ

一人ひとりが輝く！徳島の未来を育む教育の推進

- 子どもたち一人ひとりが夢や希望を持ち、それに向かって努力し続ける力を身に付けるとともに、お互いに尊重し合い、能力や個性を発揮しながら、誰もが主役として輝く教育を推進します。
- 地域の宝である子どもたちが、家庭や地域、学校で大切に生まれ、豊かな人間性や社会性を身に付けて健やかに成長し、元気な子どもたちの笑顔があふれるとくしまを創造します。

重点項目Ⅲ

グローバル社会で活躍！徳島から世界への扉をひらく教育の推進

- 豊かな自然や地域に受け継がれている伝統文化などに直接触れ、体感することにより、郷土への愛情を育むとともに、その魅力を積極的に発信します。
- 「ふるさと徳島」への誇りを胸に、多様な価値観への理解と国際的な視野を持ち、あふれる「進取の気質」で才能を磨き、世界を舞台に活躍するグローバルな人を育てます。



第2章 計画の基本的事項

1 策定の趣旨

徳島県教育委員会では、平成12年3月に「徳島県教育振興基本構想」（徳島「学び」プラン21）を策定して以来、平成20年10月に「徳島県教育振興計画」、平成25年3月には「徳島県教育振興計画（第2期）」（「阿波っ子みらい教育プラン」）を策定し、本県の実情を踏まえた各種教育施策の推進に、総合的かつ計画的に取り組んできました。

この間、グローバル化や情報化の進展、少子高齢化の進行など、社会情勢はめまぐるしく変動し、人口減少社会への対応や、地方創生の原動力となる将来を担う「人づくり」が喫緊の課題とされるなど、教育を取り巻く環境は急速に変化しています。

このような変化の激しい時代を生きる子どもたちには、顕在化する様々な課題の解決に向けて、新たな視点や発想に基づく価値を創造し、自らの行動により、未来を切り拓いていく力を身に付けさせる教育が強く求められています。

本県では、平成27年12月、知事と県教育委員会が緊密に連携することにより「徳島教育大綱」を策定し、「とくしまの未来を切り拓く、夢あふれる『人財』の育成」を教育施策の根本となる基本方針として定めたところです。これに伴い、大綱の行動計画として位置付けられた「徳島県教育振興計画」について、第2期計画の成果と課題を踏まえつつ、大綱で明確にされた本県教育の基本方針に基づき、改めて今後講ずるべき施策等を定めるものです。

2 基本的性格

この計画は、「徳島教育大綱」の行動計画としての位置付けであるとともに、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定める本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、県政運営指針である「新未来『創造』とくしま行動計画」の教育分野についての計画と整合性を図りつつ策定するものです。

3 計画期間

平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5年間とします。

4 計画の構成

この計画は、第1章「徳島県が目指す教育～『徳島教育大綱』の策定～」、第2章「計画の基本的事項」、第3章「『第2期計画』の成果と課題」、第4章「今後5年間に取り組む施策」で構成します。

第1章では、「徳島教育大綱」で明確にされた本県教育の基本方針、及びその基本方針に掲げる人材を育成するために取り組むべき3つの重点項目を、改めて示しました。

本章である第2章には、この計画の「策定の趣旨」や「基本的性格」等を明記しています。

第3章では、「徳島県教育振興計画（第2期）」の計画期間を振り返り、これまでの取組成果を整理するとともに課題を確認し、第4章において、大綱に示された「推進項目」及び「施策の方向性」を踏まえ、県教育委員会として「今後5年間に取り組む施策」を定めます。

5 計画の推進体制

県では、この計画の着実な実施に向け、各施策の意義や目的等が、教育関係者や保護者をはじめ広く県民の方々に理解され、共有されるよう、県のホームページや各種広報誌など様々な媒体の活用や説明会の開催により、わかりやすい情報発信・広報活動に努め、計画の周知を図ります。また、計画に基づく各施策の取組・推進状況についても、県民の方々に対して周知に努めます。

計画の効果的な推進にあたっては、県と市町村、学校、家庭、地域、NPO、民間事業者、その他関係機関等との役割分担及び連携・協働が重要です。

そのため、おおむね次のような役割をそれぞれが果たしていくことが大切であると考えます。

県	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県教育振興計画の広報・周知、進行管理と改善見直し ・教育事業の実施、県立学校設置者としての教育の実施 ・市町村が行う教育活動に対する指導・助言・援助等
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立学校設置者としての教育の実施 ・市町村における教育事業の実施
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」（生きる力）を身に付けた幼児児童生徒の育成 ・安心して学習できる教育環境の提供
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の絆を深めること ・生活体験を通して、生活習慣の確立や善悪の判断などの規範意識の基盤等を身に付けること
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが安心して活動できる地域づくり ・子どもたちへの多様な体験の提供
NPO、民間事業者、その他関係機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの持ち味を生かした教育への貢献 ・スキルの社会への還元 など

県、市町村は、地域における教育に対するニーズを的確に把握し、実情に応じた施策を策定・実施することにより、地域の期待に応え、それぞれの役割を果たすことが必要です。

県としては、県立学校の設置者として教育を実施し、市町村が行う教育活動に対する指導・助言・援助等を行い、市町村は小・中学校等の設置者として、義務教育を中心とした教育活動の責任を担うなど、県と市町村が適切に役割分担を行い、計画の推進に連携して取り組みます。

また、子どもたちの教育は、家庭や学校関係者はもとより、すべての県民の方々が子どもたちの成長にかかわる当事者として、「かかわり」「つながり」ながら共に取り組んでいく必要があります。

そのため、家庭、地域、NPO、民間事業者、その他関係機関など多様な主体と行政が、協働・連携することにより、本県総ぐるみで次代を担う子どもたちの教育に取り組む仕組みづくりを進めます。

さらに、教育が円滑かつ継続的に実施されるためには、必要な財政上の措置を講じていくことが重要となります。これからの徳島県を支えるたくましい人づくりを実現するために、関連部局との連携を図りながら、必要な予算確保に努めるとともに、財政上必要な措置がなされるように、国に対し提言等の働きかけを行います。

6 計画の進行管理と見直し

教育に対する県民のニーズや社会・経済情勢など様々な事情の変化に対応するため、計画の進捗状況やその成果について把握し、進行管理を行うとともに、県政運営指針である「新未来『創造』とくしま行動計画」の教育分野についての計画と整合性を図りつつ、事業内容等の見直しを行う必要があります。

そのため、毎年度、施策や事業の検証と進捗状況の自己評価を行うとともに、第三者機関である県教育行政点検・評価委員会を開催し、外部学識経験者の知見を活用した進行管理を実施し、その結果を公表します。

また、PDCAサイクルによる評価手法を活用し、点検・評価の結果などに基づき、事業内容等の見直しを実施するとともに、社会・経済情勢の大きな変化や国の制度改定など教育を取り巻く状況の変化に応じて、計画内容の適時・適切な見直しを行います。

7 計画全体のイメージ

徳島県教育振興計画（第3期）

県教育委員会会議



県、市町村

公開授業



学校

基本方針

とくしまの未来を切り拓く、
夢あふれる「人財」の育成

重点項目Ⅰ

地方創生から日本創成へ！ 「徳島ならではの」教育の推進

- <推進項目①> 個性、可能性を最大限に伸ばす教育の推進
 - 多様で特色ある能力・個性を伸ばす教育の推進
 - 障がいによる困難を克服し、個性輝く自立を支援
 - 次代を生きぬくキャリア教育の推進
- <推進項目②> 人口減少社会に挑戦する「徳島モデル」の学校づくり
 - 徳島発の小中一貫教育の推進
 - 全国屈指の光ブロードバンド環境を活用した教育の推進
 - 二地域居住を加速する学校間移動の実現
- <推進項目③> 災害を迎え撃つ防災教育の推進
 - 防災知識の普及・啓発等の推進
 - 学校を核とした地域防災力の向上
 - 地域防災を担う人財の育成

重点項目Ⅲ

グローバル社会で活躍！ 徳島から 世界への扉をひらく教育の推進

- <推進項目①> 徳島を愛する心の育成と「とくしま帰郷」の促進
 - 郷土愛を育む教育の推進
 - 大学と地域の連携による「知のフィールド」の拡大
 - 若者による未来志向のアイデアの創出
 - 「とくしま帰郷」の促進
 - 世界遺産登録への挑戦
- <推進項目②> 世界に羽ばたくグローバル人財の育成
 - 徳島発、世界を体感できる環境づくり
 - 科学の魅力を実感し、世界に挑戦
- <推進項目③> 国際舞台で躍動するアスリート、アーティストの育成
 - 世界で活躍する「スポーツ王国とくしま」づくり
 - 世界に輝く「あわ文化」の創造・発信

重点項目Ⅱ

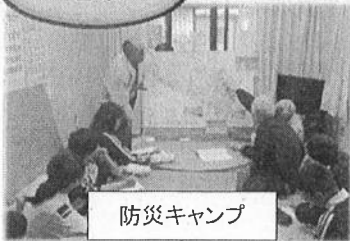
一人ひとりが輝く！ 徳島の未来を育む教育の推進

- <推進項目①> 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成
 - 「知徳体」が一体となった成長を支援
 - 質の高い幼児教育の推進
 - 生命・絆の大切さに関する教育の推進
 - 子どもたちの健全な生活を守りぬく環境づくり
 - 未来を拓く教職員の育成
 - 教職員の負担軽減と経営感覚の醸成
- <推進項目②> 学校・家庭・地域が協働で取り組む教育の推進
 - 地域総ぐるみの子育ての実現
 - すべての子どもに均等な教育機会の提供
 - 豊かな心の育成
 - 家庭教育支援の充実
 - 生涯にわたって学び続ける環境づくり
- <推進項目③> 時代の潮流を見据えた学びの推進
 - 将来を担う若者への主権者教育の充実
 - 全国モデルの消費者教育の推進
 - 未来へつなぐ環境教育の推進
 - 新たな成長産業を生み出す教育の推進

放課後子供教室



地域



防災キャンプ

とくしま親なびげーたー養成講座



家庭



父親カルネサンス推進講座

赤ちゃん授業



企業見学



関係機関



第3章 「第2期計画」の成果と課題

1 「基本方針1 新たな価値を創り出し、 未来へ飛躍する人を育てる教育の実現」について

(1) キャリア教育の推進

背景

- 子ども・若者の社会的・職業的自立や学校から社会・職業への移行に向けて様々な課題が見られる中で、学校におけるキャリア教育の一層の推進が求められています。
- 生徒が専門的な分野・領域の研究に接し、その能力を伸ばす機会を提供するため、大学や企業、県の試験研究機関等との連携を図っていく必要があります。
- 従来の産業分野を超えた複合的な産業が発展しており、学科の枠を超えた協働連携による6次産業化にも対応できる、次代の地域産業や社会を担う人材の育成が求められています。

成果

- 平成26年3月に策定した「徳島県キャリア教育推進指針」に基づき、幼・小・中・高等学校の各発達段階に応じて系統的・体系的にキャリア教育を推進しました。
- 児童生徒の勤労観・職業観の形成・確立のため、児童生徒やその保護者、教員を対象として「徳島ならではの」ものづくりを展開する企業等の見学バスツアーを実施しました。
- 本県における中学校での職場体験の実施率は100%（平成28年度）となっており、全国実施率98.1%を上回っています。また、高等学校でのインターンシップ実施率は95.1%（平成28年度）となっており、全国実施率83.7%を上回っています。
- 職場体験・インターンシップや出前講座・授業の実施を推進するためのデータベースである「あわ教育サポーター企業等データベースシステム」を構築・活用するとともに、『職場体験・インターンシップ』実施の手引【学校編】【企業編】及び「キャリア教育『講演・出前授業』実施の手引」の作成・配布を行いました。
- 学校におけるキャリア教育を支援するため、講演・出前授業を県内小・中・高・特別支援学校で実施しました。
- 小・中・高校生が地域の企業等と連携し、起業体験に取り組みました。また、高校生が県内大学・企業等と連携し、「徳島ならではの」ものづくりの成果を国内外の産業展等で発信するとともに、販売にも取り組みました。

課題

- 新学習指導要領では、キャリア教育を効果的に展開していくため、学校の教育活動全体を通じて行うことが求められており、その実施を見据えて、現行の「徳島県キャリア教育推進指針」の改定を進めるとともに、学校・家庭・地域に周知し、より一層充実した取組を推進する必要があります。
- 各学校段階における組織的・系統的なキャリア教育を推進するとともに、教職員のキャリア教育についての理解を深め、指導力を高める必要があります。また、児童生徒のキャリア形

成を支援するため、保護者の理解促進を図るなど、環境を整備する必要があります。

- 「教育に関する県民意識調査」の結果（巻末 参考資料1(3)(4)(5)）によれば、学校教育におけるキャリア教育への期待は、高等学校では高い割合を示す一方、小学校では低いことから、その普及・啓発に取り組む必要があります。
- 将来の夢を描くと同時に、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が求められています。
- 高等学校のインターンシップについては、大学進学希望者が多い普通科においても、例えば研究者や大学等の卒業が前提となる資格を要する職業も含めた就業体験（いわゆる「アカデミック・インターンシップ」）を充実するなど、多様な展開を図る必要があります。
- 本県における新規高等学校卒業就職者（平成25年3月卒業）の3年以内の離職率は39.9%（全国平均40.9%）となっていることから、就業におけるミスマッチを防ぐ取組を充実する必要があります。

◎産学官連携・高大連携の推進

成 果

- 産学官連携「徳島ならではの」のものづくり事業実施校では、県内企業や各種団体の技術指導を受けて、専門性を高める充実した教育活動を実施するとともに、事業報告会の開催や、活動成果報告書を小・中学校に配布することにより、成果の周知に努めました。
- 農業、工業、商業教育の更なる活性化を推進し、次代を担う即戦力を育成することを目的として、平成27年3月「徳島県農工商教育活性化方針」を策定しました。
- 平成27年度から、農業、工業、商業科設置高校等の学校間連携により、地域資源を活用し、学科の枠を超えた生徒協働による6次産業化に対応した教育に取り組み、県下3地域（県央、県南、県西）で実践しました。
- 平成28年3月、徳島大学と県及び県教育委員会は、三者の連携協力により、6次産業化教育を展開し、研究開発等を推進することについて協定を締結しました。
- 平成28年4月、那賀高校に林業関係学科である森林クリエイト科を新設し、森林資源に恵まれた高校において林業教育の充実を図りました。平成29年4月には、城西高校農業科に6次産業化専門学科であるアグリビジネス科を新設し、新たな産業の創出や地域の活性化を担う人材育成に取り組みました。
- 各園・学校においては、県内5大学（徳島大学、鳴門教育大学、徳島文理大学、四国大学、放送大学徳島学習センター）との連携事業による出張講義を、積極的に活用しました。
- 京都大学と徳島市教育委員会及び県教育委員会の三者が連携協定を締結し、平成26年からの5年間、県内14高校を対象として、学びコーディネーター（大学院生等）による出前授業やオープン授業等の取組が行われており、高校生に専門的で先進的な分野・領域の講義を受ける機会を提供しました。
- 県教育委員会が、京都大学の「科学体系と創造性がクロスする知的卓越人材育成プログラム（略称：ELCAS）」、大阪大学の「世界適塾の教育研究力を活かしたSEEDSプログラム」に参画することにより、高校生に講義や研究を体験する機会を提供しました。
- 高大連携の一環として、国際科学オリンピック予選のための講習会や、科学の甲子園徳島県大会、理数教育に関する高校生対象セミナー等を開催しました。

課題

- 生徒の専門性の深化、次代の地域産業や社会を担う人材育成のためには、引き続き、高校と大学や企業等との連携した取組を推進していく必要があるとともに、高校生の積極的な参加を促進する必要があります。
- 産学官連携や高大連携の成果を高めるためには、高校と大学や企業等が情報交換できる機会を設け、高校のニーズと、大学・企業等の支援できる専門分野・領域とを効果的に結びつける必要があります。
- 学校間連携による6次産業化に対応した教育では、教職員・生徒は学校・学科の枠を超えて取組の内容・方法に関する共通理解を図る必要があります。また、休業日を利用した学校外での活動も多く、家庭や地域との連携・協力が重要です。

(2) 主権者教育の推進

背景

- 平成27年6月に公職選挙法が改正（平成28年6月施行）され、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられたことに伴い、学校における主権者教育の一層の推進が求められています。

成果

- 平成27年度には、主権者教育への理解を深めることを目的として、小・中・高・特別支援学校の管理職等を対象に研修会を実施するとともに、平成28年度には、主権者教育に係る指導力向上を目的として、高校及び特別支援学校高等部の主権者教育担当教員を対象に研修会を実施しました。
- 平成27年度からは、徳島県選挙管理委員会、市町村選挙管理委員会、大学と連携し主権者意識を高める教育の充実のための出前講座を実施し、選挙制度や社会参画の意義についての講義、模擬投票等を行いました。
- 平成27年度には、生徒が選挙について理解を深めるためのリーフレット「一票でかわる未来!!」を作成し、すべての高校生等に配布しました。
- 平成27年度には、徳島県選挙管理委員会、徳島県明るい選挙推進協議会連合会と連携し、「18歳選挙権」をテーマにした選挙啓発のための作品募集を行い、優秀作品を集めた選挙啓発動画優秀作品集（DVD）をすべての小・中・高・特別支援学校に配布しました。
- 平成28年度には、主権者教育で身に付けさせたい力や指導方法等を明示した「学校における主権者教育を推進するための指針」を県内の小・中・高・特別支援学校に配布し、教員の指導力向上を図りました。
- 平成28年度には、生徒用ハンドブック「私がかわる『社会（YONONAKA）』がかわる！私がかえる『社会（YONONAKA）』をかえる！はじめの一步!!」を県内の高校及び特別支援学校高等部の生徒等に配布し、主体的に社会の形成に参画しようとする意欲・態度の育成に努めました。

課題

- 平成28年度に策定した教師用指針及び生徒用ハンドブックを積極的に活用し、児童生徒の発達段階に応じて、主権者教育を系統的・計画的に推進する必要があります。

- 主権者教育を学校の教育活動全体を通じた取組とするとともに、体験的・実践的な学びを重視する必要があります。

(3) グローバル化に対応した教育の推進

背景

- グローバル社会に生きる子どもたちにとって、国際共通語としての英語はますます重要な役割を果たしています。日本人としてのアイデンティティと国際理解や国際協調の精神を育みながら、他者と協働して未来を拓くことのできる人材を育成する必要があります。
- 生徒の英語力、英語教員の英語力・授業力の向上、授業改善を図りつつ、生きた英語に触れる機会の創出・拡充が必要とされています。
- 急速にグローバル化が進展する時代にあって、保護者の転居等により、海外からの児童生徒を学校へ受け入れることも急激に増加し、これに伴い日本語の理解力が壁となって学校の授業についていけないケースが生じています。

成果

- 小学校では英語教育の教科化・早期化を見据えた外国語（英語）教育の改善に取り組むとともに、中・高等学校では外国語（英語）教育の改善や、幅広い教養、問題解決能力等の国際的素養を身に付けるための質の高いカリキュラムの開発・実践に取り組みました。
- 外国語（英語）担当教員に対する研修を実施し、教員の英語力・授業力の強化と授業改善に取り組み、児童生徒の英語力・コミュニケーション能力の向上を図りました。
- 海外からの教育旅行受入れ（平成25年度から29年度までの5年間で延べ40校）やパートナーシップ協定締結等（県内公立高校12校において延べ21校と姉妹校提携）による学校間交流の推進に取り組み、児童生徒の異文化交流、異文化理解の機会を拡充しました。
- 小・中・高等学校の発達段階に応じた英語体験プログラムを通して、生きた英語に触れる機会を創出し、グローバル人材の育成を図りました。（小学生参加者数371人（平成25年度から29年度までの5年間の累計）、中学生留学、英語体験宿泊活動の参加者数136人（平成29年度）、高校生の留学者数（含 疑似留学体験、海外語学研修）174人（平成29年度））
- 海外留学を促進するため、留学を希望する中学生及び高校生に対する経費の支援、留学フェアや講演会の開催、情報提供、手続面での助言等を行いました。
- 大学や各種関係団体等とのネットワークを構築し、日本語指導者や通訳等、県内の有能な人材を有効に活用し、市町村と連携を図りながら、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援を行い、迅速な学校生活への適応と学力向上に取り組みました。（日本語講師を派遣する対象の児童生徒数72人（平成29年度））

課題

- 学習指導要領の改訂に伴い、小学校で英語の教科化・早期化、中学校で英語による授業を基本とすること、また、大学入学共通テストで4技能を測る民間外部試験への移行方針が示され、より一層の英語力の強化に取り組む必要があります。
- すべての学校において英語教育の指導改善を図るため、各学校における学習到達目標を「CAN-DOリスト」形式で具体化し、英語の4技能の総合的な育成に取り組む必要があります。
- 中学生や高校生に国際的な視野を持たせ、海外への関心を高めるため、学校における異文

化交流に取り組むとともに、生きた英語に触れる機会を創出する必要があります。

- 県内在住の外国人、留学生、海外駐在経験者等の人材を活用し、国際理解教育を推進する必要があります。
- 帰国・外国人児童生徒の教育に対するニーズは増加の一途であり、日本語指導者の育成が求められていることから、大学や各種関係団体等とのネットワークづくりが重要です。

(4) ICTを活用した教育の推進

背景

- 情報化が急速に進展し、身の回りのものにICTが活用されるようになり、日々の情報収集やコミュニケーション、生活上必要な手続など、日常生活における営みをICTを通じて行うことが定着しつつある中で、子どもたちには、ICTを手段として積極的に活用する力を身に付けることが求められています。

成果

- ICT活用教育推進者研修講座等を通して、教職員がICT機器等を利用して教科指導や校務処理を円滑に行うための知識や技術を習得できる研修等を実施しました。
- すべての学校で情報モラル教育年間指導計画を作成するとともに、情報モラル推進者研修会等を実施し、情報モラル教育の推進を図りました。
- テレビ会議システムを活用し、人口減少社会における高校教育のモデル化となる遠隔授業に取り組むとともに、大学等と連携し、教職員の資質向上のための研修等を実施しました。
- 遠隔授業では、平成28年度に、総合教育センターを配信拠点とした海部高校への授業を年間を通して実施し、単位認定を行いました。
- eラーニング用コンテンツの充実を図り、登録者数も増加するなど利活用を促進しました。

課題

- 新学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力の一つとされる情報活用能力の育成について、教育課程全体を通じて取り組むことが求められています。
- ICTの活用により、個に応じた分かりやすい学習の実現や、時間的・空間的制約を超えて、いつでも、どこでも受けられる教育の実現に取り組む必要があります。
- テレビ会議システムを活用した遠隔授業では、授業内容や使用する教具、教材によりカメラ位置を変えたり画面を切り替える必要があり、授業者（配信側）と補助者（受信側）との間で、事前の綿密な打合せが不可欠となります。
- 教職員のICT活用指導力の向上を図るとともに、各教科等において「主体的・対話的で深い学び」を促進するため、ICTを活用した教育に取り組む必要があります。
- 4Kデジタルコンテンツについて、教育分野での活用を推進していく必要があります。
- 情報モラル教育に関する教員研修や校内研修の充実、家庭・地域や民間団体とも連携した情報モラル教育の推進に取り組む必要があります。

(5) スポーツ文化の創造

背景

- オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会や全国大会で本県出身の選手が活躍

できるよう、基盤となる中・高等学校の競技力向上を図る必要があります。

- 競技力向上のため、次世代アスリートを計画的・継続的に発掘・育成・強化を行う一貫指導体制の構築と、優秀な指導者の育成が一層求められています。

成 果

- 中学校総体や高校総体をはじめとする全国大会において、活躍する学校、競技を育成するため、中学校では平成26年度からトップスポーツ競技育成事業を、高校では平成27年度から徳島トップスポーツ校育成事業を推進し、競技力向上に取り組みました。
- 全国高校総合体育大会の入賞数（団体・個人）は、平成26年度は16、平成27年度は20、平成28年度は5、平成29年度は12となっています。
- 鳴門渦潮高校スポーツ科学科を本県スポーツの拠点校として位置づけ、より高度で質の高いスポーツ教育を行うために必要な施設・設備の整備を進め、多くのアスリートによる活用促進を図りました。また、同校の専攻実技の8種目の運動部を支援するとともに、大学や各種団体等と連携し、本県の競技力向上やスポーツ振興に取り組みました。
- 「徳島育ち競技力向上プロジェクト」では、現在、28競技団体がプロジェクトに取り組んでおり、特にウエイトリフティングやライフル射撃競技において、全国大会で優秀な成績を収めるなどの成果を残しました。
- 2016年開催のリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックでは、本県ゆかりの選手8名が出場し、バドミントン女子ダブルスにおいては金メダルを獲得しました。

課 題

- 鳴門渦潮高校及びトップスポーツ校の競技力向上を図るとともに、鳴門渦潮高校をスポーツ拠点校とするために、さらに機能充実を図る必要があります。また、学校におけるスポーツ環境を整備することが必要です。
- 国体の天皇杯総合成績は、平成26年度から4年連続で46位と低迷しています。
- オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会への本県出身選手の輩出に向け、支援の強化を図る必要があります。

（6）伝統文化の継承と文化芸術の創造

背 景

- 児童生徒が家庭や地域社会において文化芸術活動に取り組むことに個人差や地域差が見られることから、児童生徒の文化芸術活動に対する理解や関心を高めることにおいて、学校が担う役割は大きくなっています。
- 豊かな心を育むために、児童生徒に対し、本県の伝統文化や、生活に潤いとゆとりをもたらす文化芸術に親しむ態度を養うことが求められています。
- 文化の森総合公園各館では、阿波藍、阿波おどりをはじめ、地域の伝統文化や芸術に関する貴重な資料を収集・保存しており、常設展示の他、県内外の博物館等と連携した企画展の開催や普及教育活動により郷土の伝統文化や芸術作品の鑑賞の機会を提供しています。
- 二十一世紀館のイベントホール、野外劇場、多目的活動室は、県民の文化芸術活動の発表の場として、幅広く利用されています。

成 果

- 平成27年に徳島県中学校文化連盟が発足し、徳島県中学校総合文化祭が初めて開催されました。
- 県立中学校を含むすべての公立中学校において、あわ文化に関する学習と「あわ文化検定」を実施し、22校から誕生した「あわっ子文化大使」が様々な場面で活躍しました。
- 本県が誇る伝統文化・文化財を継承・活用するために、「ジュニア浄瑠璃フェスティバル」を開催しました。
- 文化教育に関する人材バンクを作成し、学校の希望に応じて地域人材を紹介するなど、学校と地域人材とのコーディネートに取り組みました。
- 文化の森総合公園各館における様々な展示や普及教育活動、また、貸館施設での文化芸術活動の発表の場を通して、伝統文化の継承と文化芸術の創造が図られました。

課 題

- 将来の芸術家の育成のきっかけになるよう、児童生徒の文化芸術活動の機会を整備する必要があります。
- 児童生徒に提供される文化芸術活動の開催日程や内容等に関する大量の情報が、有効に活用されるように整理する必要があります。
- 文化の森総合公園各館においては、資料の継続的な収集と、魅力的な展示や体験学習等の実践を通して、伝統文化の継承と文化芸術の創造につなげることが求められています。

2 「基本方針2 知・徳・体の調和がとれ、社会を生き抜く力を育てる教育の実現」について

(1) 確かな学力の育成

背 景

- 「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」を「学力」の3要素ととらえ、その育成を図り「確かな学力」を育成する必要があります。
- 文部科学省は、理数系教育に関する教育課程等及び高大接続の在り方について研究開発を行う高等学校等を、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）として指定し、将来、国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成を図っています。

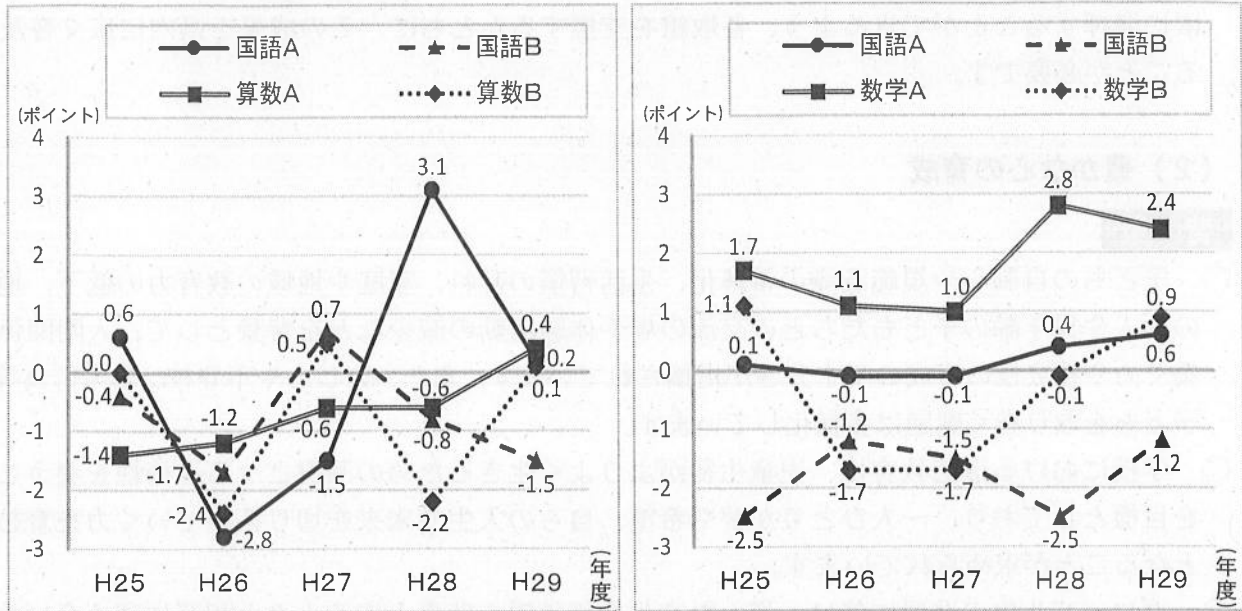
成 果

- 平成27年2月に策定した「徳島『確かな学力』育成プロジェクト」に基づき、学力向上及び全国調査に対する教職員間の意識をそろえ、授業改善や家庭学習の充実及び学校マネジメントの改善を行い、確かな学力向上の推進に取り組みました。
- 各校において、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」のそれぞれについて成果指標等を作成することにより、学力向上を図りました。
- 平成26年度の「全国学力・学習状況調査」では、中学校3年生の数学Aのみが全国平均正答率を上回る状況でしたが、平成27年度からの「徳島『確かな学力』育成プロジェクト」による取組の結果、平成29年度には、小学校6年生の国語A、算数A・B、中学校3年生の国語A、数学A・Bが全国平均正答率を上回る状況となりました。（14ページのグラフ参照）

全国学力・学習状況調査 全国平均正答率との差の推移（公立学校）

<小学校6年生>

<中学校3年生>



※ 「A」は主として知識に関する問題、「B」は主として活用に関する問題を指す。

※ 平成28年度の調査から、都道府県別の平均正答率は整数値で公表されている。

(出典) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

- 徳島県学カステップアップテストの年2回実施と「全国学力・学習状況調査」の活用により、学力向上に向けたPDCAサイクルを1年間に複数回、実施しました。
- 教員のための授業の手引として「阿波っ子のみらい」を作成し、発問の工夫や助言の仕方、目標やまとめ、振り返りを示す板書の仕方等を示し、授業の可視化や構造化を推進しました。
- 高い志を持つ高校生を対象に、次代のトップリーダー育成を目標とした徳島ウィンターキャンプを開催し、教科や学問等において知的な刺激を受け、切磋琢磨する合宿を行い、人間力向上につなげ、学校の枠を超えたネットワークづくりを図りました。
- SSH指定校である、城南高校、協町高校、徳島科学技術高校は、各校とも課題研究等に取り組むなど、本県の理数教育を牽引する存在となっています。
- 学力分野のリーディングハイスクールである城ノ内中学・高校は、「新たな学びに関する教員の資質能力向上のためのプロジェクト」（独立行政法人教職員支援機構）実践フィールド校として、授業改善等の課題に取り組みました。
- 城ノ内中学・高校では、先取り学習や単位制導入による特色ある教育課程の展開、CALLシステム（コンピュータ支援語学学習システム）の導入、ICTを活用したアクティブ・ラーニングの実践等により、難関大学進学はもとより、グローバル社会を視野に入れた一人ひとりの進路実現を目指しました。

課 題

- 情報化やグローバル化といった社会変化が進展するなか、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を身に付ける必要があります。
- 新学習指導要領に示された育成すべき資質・能力の三つの柱である「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力・人間性」の育成のため、「主体的・対話的で深

い学び」の視点から授業改善に取り組む必要があります。

- 徳島ウィンターキャンプやSSH、リーディングハイスクール等における教育効果を最大限に発揮することができるよう、各取組を支援するとともに、その成果を県内に広く普及することが必要です。

(2) 豊かな心の育成

背景

- 子どもの自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の乱れ、家庭や地域の教育力の低下、地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流の場や体験活動の減少などを背景として、人間関係を築く力や社会性の育成の不十分さが指摘されています。また、いじめや不登校、暴力行為等、子どもを取り巻く課題は多様化しています。
- 学校における道德教育は、児童生徒がよりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標としており、一人ひとりが夢や希望、自らの人生や未来を切り拓いていく力を育む源となることが求められています。
- グローバル化の進展に伴い、様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に認め合いながら生きることや、科学技術の進歩、社会や経済の変化の中で、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図ることが、一層重要な課題となります。そのため、学校における道德教育を要として、生命や自然を大切に、郷土徳島を愛するモラルの高い児童生徒の育成を、教育活動全体を通じて行う必要があります。

成果

- 鳴門教育大学と連携して、「いのちと心のワークショップ（徳島版予防教育）」のプログラムを活用した授業を実践し、いじめや自殺の予防に向けた心の教育に取り組みました。
- 「いのちと心の授業」を通して、生命の誕生や死に直面する職業に携わる方、困難を乗り越えて今を生きる方、夢や目標を持って活躍する先輩等と交流することにより、生命の素晴らしさや尊さを学び、将来にわたって、自他の生命や心をサポートできる児童生徒の育成を図りました。
- 小・中学校では道德教育推進教師、高等学校では道德教育担当教員を中心に、指導体制が確立され、道德教育の重点目標を踏まえた指導の積み重ねが成果となって現れています。
- 学校教育においては、発達段階に応じた指導や、家庭・地域と連携した体験活動などを通じて、生活習慣や規範意識が確立され、道德性の涵養が図られるなど、充実した道德教育が推進されました。さらに、地域社会やボランティア団体等との連携も密になり、郷土に誇りを持つ子どもたちの育成の推進が図られました。
- 環境教育の推進については、多くの学校で教育目標や重点目標に位置づけられ、児童生徒の発達段階に応じて、各教科、道德、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて系統的・計画的な取組が行われました。
- 環境首都とくしま創造センター（愛称：エコみらいとくしま）が作成している「とくしま環境学習プログラム」を活用し、互いに連携・協働しながら主体的に行動する人づくりを推進しました。
- 本県独自の取組である「学校版環境ISO」認証システムを進化させ、児童生徒が地域に出向いて、環境美化活動や自然観察などの体験活動を積極的に行い、学校における環境学習

で学んだことを、家庭や地域にも波及させていく「新 学校版環境ISO」として推進し、認証取得校の取組や成果について普及・啓発を行いました。

課題

- 「特別の教科 道徳」の実施に向け、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成するため、「考える道徳」、「議論する道徳」へ転換を図る必要があります。また、教員が道徳の教科化についての理解を深め、指導力向上を図る必要があります。
- 人間関係を豊かにし、いじめの未然防止を図るためには、児童生徒の自尊感情を育て、規範意識を確立するとともに、生命の尊さを理解させ、自分の命も他人の命も大切にす豊かな心を育成する必要があります。体験的な学習や問題解決的な学習を通して、道徳教育をより一層充実させる必要があります。
- 児童生徒が、郷土徳島に誇りを持ち、社会の発展に尽くした先人への尊敬の念を深めるとともに、日本人としての自覚を持って我が国を愛する心を育むため、郷土徳島が生んだ偉人の生き方や優れた功績を取り上げた本県独自の道徳教材の一層の活用を図る必要があります。
- 環境教育の推進に向けては、「とくしま環境学習プログラム」の利用促進を図るとともに、「新 学校版環境ISO」新規申請校の一層の増加を図る必要があります。

(3) 健やかに生きる力の育成

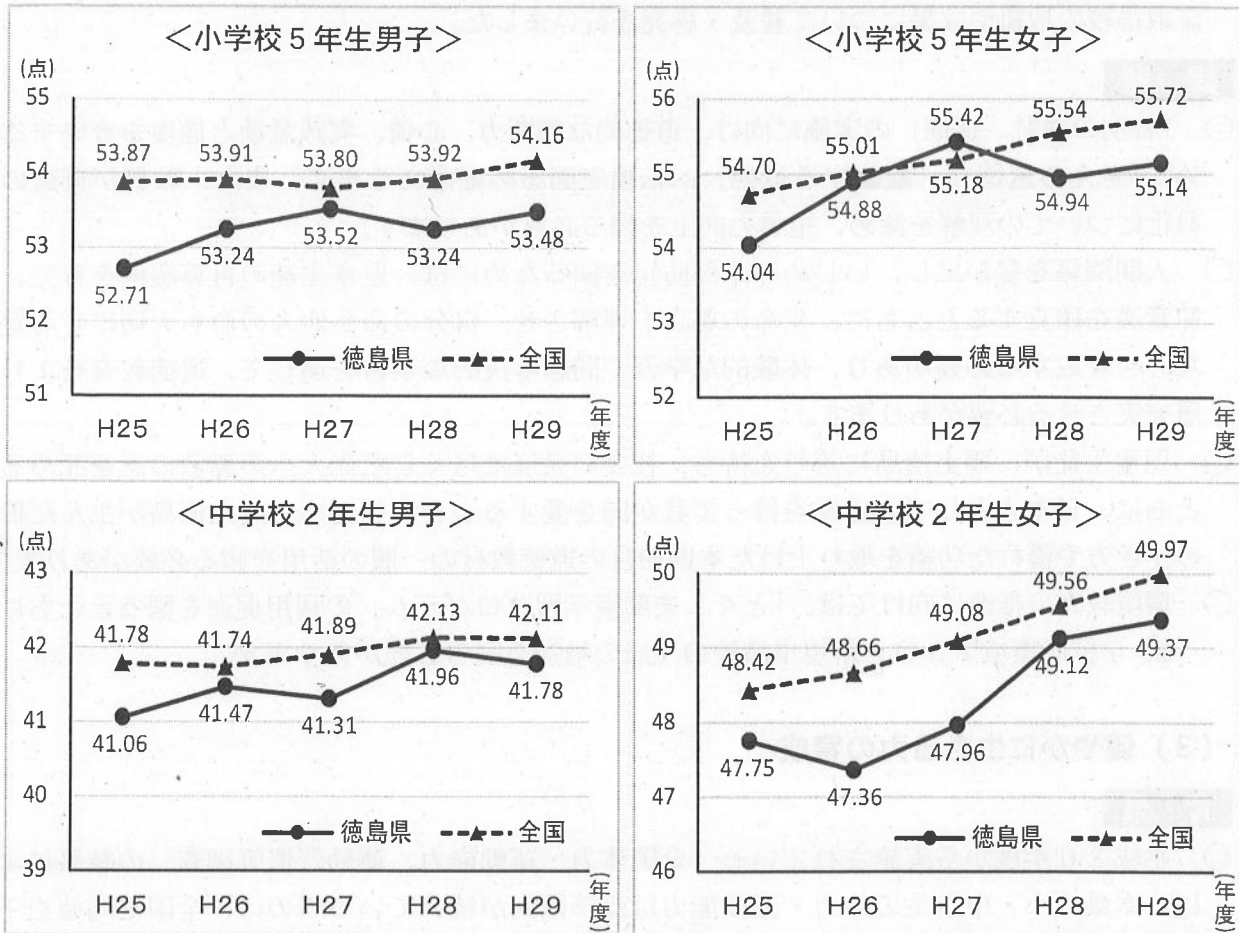
背景

- 平成20年度から実施されている「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によれば、本県の小・中学生の体力・運動能力は改善傾向が続いているものの、全国平均値を下回る種目が少なくありません。
- 本県の子どもの健康課題として、肥満傾向にある児童生徒数の割合が全国的にみて高いことがあげられます。
- 子どもたちの運動習慣の確立と望ましい生活習慣の形成を図り、生涯にわたって健康な生活を送れる力を育成する必要があります。

成果

- 体力向上の指針である「子どもの体力向上支援プラン」及び具体的目標を示した「子どもの体力向上アクションプラン」に基づき、関係部局と連携を図りながら、子どもの体力向上に向けた取組を継続して実施しました。
- 平成28年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、体力合計点が、中学校2年生男女でそれまでの過去最高の数値を、小学校5年生男女においても過去2番目に高い数値を記録しました。平成29年度には、体力合計点が、小学校5年生男女、中学校2年生女子で前年度の数値を上回り、中学校2年生女子では過去最高値を記録しました。(17ページのグラフ参照)
- 平成27年12月、子どもたちの健康づくりを目指して「元気なあわっ子憲章」を制定し、広く県民に周知を行いました。
- 平成27年度から、すべての公立学校において「生活習慣改善プロジェクト」を実施するとともに、中・高等学校においては、生徒自らが目標を立てて取り組む健康力アップ30日作戦を実施し、課題に対し計画的な取組を推進しました。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査 平均体力合計点の推移（公立学校）



（出典）スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

- 小・中・高等学校において、県医師会と連携した「肥満健康管理システム」、「学校糖尿病検尿システム」、「学校腎臓病検尿システム」による二次検診を実施しました。
- 県内の全公立学校に食育リーダーを置き、「食育全体計画」に基づき食育を推進しました。また、平成29年度には、全市町村に計57名の栄養教諭を配置し、学校栄養職員とともに、すべての公立小・中学校において、その専門性を生かした食に関する授業を行いました。
- 学校給食で栄養教諭が地場産物を活用するための「学校給食用郷土料理・和食・地場産物活用レシピ&調理技術マニュアル集」を作成し、学校給食での地場産物提供を促進しました。
- 教職員、学校薬剤師、警察関係者を対象に、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の指導者養成研修会を開催しました。

課 題

- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によれば、本県の児童生徒の結果は、依然として、全国平均値を下回る種目が少なくありません。また、朝食の未摂取の割合や肥満傾向の児童生徒の割合が高いことから、子どもたちの健康づくりを推進するため、引き続き、運動習慣の確立と望ましい生活習慣の形成に向けた取組を進める必要があります。
- 多様化した子どもの健康課題に対応するためには、学校・家庭・地域・関係機関が連携を図り、各種施策に効果的に取り組む必要があります。

(4) 個性がひらく特別支援教育の推進

背景

- 国は、特別な教育的ニーズに的確に応える多様な学びの場の充実や高等学校での発達障がい教育など、共生社会の形成を目指した取り組みを進めています。本県では、近年、特別支援学校や特別支援学級といった多様な学びの場で学ぶ子どもたちが増加していることから、多様な教育的ニーズへの対応が求められるとともに、学校だけでなく関係機関が連携し、卒業後の社会的・職業的自立に向けた取組を推進していく必要があります。

◎相談支援体制の充実

成果

- 各地域における個別の教育支援計画の作成・活用を促すため、手引書「個別の教育支援計画を作成するために」等を活用し、特別支援教育コーディネーター研修、特別支援学級担任者研修等において具体的な作成手順や活用方法等について周知を図るとともに、特別支援教育巡回相談員が、小・中学校等の校内研修等において作成・活用への助言を行いました。
- これらの取組により、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対する個別の教育支援計画の作成率は、平成24年度の73.7%から、平成29年度には97.8%に向上しました。

課題

- 個別の教育支援計画の作成・活用については、幼・小・中・高等学校や特別支援学校に対して継続した支援を行い、幼児児童生徒に対する指導や支援の質を高める必要があります。
- 各学校等において、発達障がいを含めた特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対するインクルーシブな教育体制の充実と、それを支える教員の専門性を向上させる必要があります。

◎発達障がい教育の充実

成果

- 高等学校段階の発達障がいのある生徒に対する指導や支援の充実及び知見の発信のため、平成25年度から徳島県発達障がい教育研究会を開催しています。平成28年度と同研究会は、全国情緒障害教育研究大会との共同開催となり、389名の参加者がありました。
- 発達障がいのある生徒の相談体制充実のために、みなと高等学園が核となり、発達障がい者総合支援センター、地域若者サポートステーション、障がい者就業・生活支援センターとテレビ会議システムを利用した相談支援体制を構築しました。
- 特別支援学校等に在籍する発達障がい等のある児童生徒への指導の更なる向上のために、本県の発達障がい教育・自立促進アドバイザーチームを活用した学校コンサルテーションを実施しました。平成27年度から29年度までの3年間において、累計74事例の児童生徒の指導効果について客観的評価を行い、その成果を実践研究報告会で県内外に発信しました。
- 発達障がい等のある幼児児童生徒の教育に関する教員の専門性向上を図るため、平成29年度までに、特別支援教育に関する68領域833問のeラーニング問題を作成し、総合教育センターにおける教員研修の事前、事後の課題として活用しました。

課題

- 幼・小・中学校において、子どもの適切な行動を増やし、問題行動の発生を未然に予防する「ポジティブな行動支援」の取組を推進するとともに、小・中学校の通常の学級に在籍す

る発達障がいを含めた学びにくさのある児童生徒の学習支援を推進することが必要です。

- 高等学校に在籍する発達障がいのある生徒に対して、特別支援学校の教育課程を参考にし、一人ひとりの特性に応じた指導の在り方をさらに検討する必要があります。

◎就労支援の充実

成 果

- 発達障がいのある生徒の就労支援のため、みなと高等学園を核とした相談支援体制を活用し、平成28年度には高校6校において生徒の就労に関する相談を行うとともに、同学園が開発した「就労に関する自分発見チェックリスト」を高校に提供しました。
- 特別支援学校生徒の勤労意欲や技能向上のため創設した「とくしま特別支援学校技能検定」について、平成29年度には、ビルメンテナンス（自在ぼうき・テーブル拭き・ダスタークロス・モップ）、接客（喫茶サービス：基礎編・応用編）、介護（シーツ回収・シーツセット）、ICT（ワープロ入力）、流通（商品化）の5分野10種目を実施し、延べ512名の生徒が級認定を受けました。
- 企業の障がい者雇用への理解や協力拡大を図るため、特別支援学校ゆめチャレンジフェア及び発達障がい者等雇用企業応援研修を行うとともに、平成28年度には、従来から特別支援学校の就労支援で協力関係にある事業所、関係団体と県及び県教育委員会の3者で、全国初となる「徳島県立特別支援学校の生徒等の就労支援活動に関する協定」を締結しました。
- 特別支援学校における就業体験の協力事業所開拓のため、新たに118事業所に対して就労支援の重要性について説明を行い、94事業所から就業体験受入れの同意を得ました。
- こうした取組を通して、本県の特別支援学校高等部卒業生のうち事業所等への就職率は、平成22年度の26.0%から平成28年度には37.1%となり、徐々に上昇しています。

課 題

- 高等学校に在籍する特別な支援の必要な生徒に対して、特別支援学校の指導内容や方法を参考にし、就労に関するスキルや意欲を高める指導の在り方を検討する必要があります。
- 特別支援学校においては、幼児児童生徒の将来を見据えたキャリア教育の推進、高等部生徒の働きたい想いに応える就労支援の充実、文化・芸術活動及び体育・スポーツ活動の充実による生活の質の向上を目指した取組が重要です。

（5）行動につながる人権教育の推進

背 景

- 「徳島県人権教育推進方針」に基づき、すべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し人間の尊厳や生命の尊さを基盤にすえた人権共存社会の実現に向け、差別やいじめを許さない人権教育を推進するため、学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進・充実し、児童生徒の確かな人権感覚や実践力を育てることが重要です。

成 果

- 新たな人権課題に対応するため「徳島県人権教育推進方針」への内容の一部追記及びその手引書「“あわ”人権ハンドブック プラス」を作成し、実践的な行動につながる人権教育を推進しました。
- 各学校では、学校や地域の実態に応じた人権教育目標に基づき人権教育年間計画を策定し、

学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進しました。

- 教員のライフステージに応じた人権研修を行い、指導内容や指導方法の工夫・改善等の向上を図りました。
- 「中・高生による人権交流事業」では学校・校種を超えた生徒が集い、人権について語り合うことを通して、人権尊重の理念を正しく理解し、様々な人権問題を解決する実践力を身に付けた生徒の育成を図りました。
- 徳島県人権教育指導員制度や「性的マイノリティ」学校教育支援事業を活用することにより、様々な人権課題に対応した講師を学校に派遣し、教員の人権意識の高揚と学校支援を図りました。

課題

- いじめの未然防止や様々な人権課題に対応していくために、引き続き指導内容や指導方法の工夫・改善を行う必要があります。
- 「教育に関する県民意識調査」の結果（巻末 参考資料1(9)）によれば、「自尊感情」や、「まわりの人を大切に作る心や態度」、「互いのちがいや多様性を認めることができる力」の育成が、学校での人権教育に期待されていることから、こうした態度や力の育成に向けて実践的な研究を進めていく必要があります。
- 「中・高生による人権交流事業」では校種の枠を超えて交流を図り、交流方法や活動内容を工夫した上で、様々な人権問題を主体的に解決する実践力を身に付けた次世代のリーダーを育成していく必要があります。

(6) 豊かな感性を育む芸術文化活動の推進

背景

- 中学校において、課外活動としての部活動に所属している生徒のうち約22%が、また、高等学校においては約39%の生徒が文化部に所属しています。活動内容としては、吹奏楽や美術、書道のほか、人形浄瑠璃や阿波おどりなど伝統文化に関する活動が見られます。

成果

- 平成27年に徳島県中学校文化連盟が発足し、徳島県中学校総合文化祭が初めて開催されました。(再掲)
- 文化芸術分野のリーディングハイスクールに指定した名西高校において、スキルアップを図るための取組等を支援するとともに、各高校においても、県高等学校総合文化祭をはじめ、近畿・全国高等学校総合文化祭への参加が積極的となり、県内のみならず、県外の高校生との芸術文化の交流が活発に行われました。

課題

- 各学校においては、児童生徒の豊かな感性や情操を養うため、個性豊かに芸術文化活動に取り組めるよう、活動の意義や必要性の啓発に努める必要があります。
- 優れた芸術文化についての情報や体験活動の機会を積極的に提供し、児童生徒の芸術文化活動に対する意欲や態度を活性化する必要があります。
- 外部人材や文化団体と連携し、学校や地域の実情に即した、多様で魅力的な芸術文化活動を推進する必要があります。

3 「基本方針3 人権を尊重し、社会全体で取り組む教育の実現」について

(1) 学校・家庭・地域の連携の推進

背景

- 地域の人々が、様々な教育支援活動に参画することを通して、地域ぐるみで子どもたちを育てていく必要があります。
- 平成28年4月、「徳島県家庭教育支援条例」が施行され、家庭教育を地域全体で支援する社会的気運の醸成が図られています。
- 平成29年4月、「徳島県読書活動の推進に関する条例」が施行され、すべての県民が読書活動に取り組む環境づくりを推進しています。

成果

- 保護者や地域との交流を図るため、「とくしま教育の日（週間）」を中心に、オープンスクールなど県民が参加できる数多くの事業を開催し、開かれた学校づくりを推進しました。
- 学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校等が学校運営の改善を図るとともに、評価結果等を保護者等に公表する取組を推進しました。保護者や地域住民などの学校関係者等による評価を広く公表している公立学校の割合は、100%（平成28年度）となっています。
- 保護者同士が子育てや家庭生活をテーマに、楽しく和やかな雰囲気の中で学びあうための「とくしま親なびプログラム集（家庭教育学習プログラム集）」を作成（平成28年度）するとともに、保護者同士のワークショップを実施することにより、地域や学校で家庭教育を支援する「とくしま親なびげーたー（ファシリテーター）」を養成（平成29年度は40名）し、その派遣制度を創設しました。
- 学校・家庭・地域の連携の要となるPTA活動の活性化を図るため、PTA会長や指導者に対する研修会を実施しました。また、家庭の教育力向上に向けて、父親、祖父母、高校生等の多様な主体を対象とした家庭教育に関する講座を開講しました。
- 子どもの基本的な生活習慣確立の気運を高めるため、「早寝 早起き 朝ごはん」運動の周知・啓発を行いました。
- 人権教育総合推進地域を指定し、学校・家庭・地域が一体となった人権教育の総合的な取組を推進し、その成果を県のホームページ上で公開するとともに、様々な人権課題をテーマとした人権教育資料を作成し、学校・家庭・地域で活用されるよう提供しました。
- 学校と保護者・地域住民が、力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用している地域では、子どもと地域住民との交流により、子どもの安全・安心の確保や、子どもに地域の一員であるという自覚が高まるなどの効果が現れ、学校・家庭・地域の信頼関係が深まりました。
- 「学校支援地域本部」設置による学校支援の取組は、11市町26本部（平成29年度）で行われており、地域が学校を支援する体制が広がりました。また、学校を支援している地域団体等を学校の応援団として認証する学校サポーターズクラブについては、89クラブ（平成29年度）を認証しました。
- 放課後の子どもの安全・安心な活動拠点づくりを行う放課後子供教室は、17市町村と徳